

市第118号議案 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例等の一部改正

(みどり環境局「横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部改正」関係部分)

1 趣旨

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）により、刑の種類のうち「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が創設されました。

これに伴い、横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」といいます。）に定める罰則に係る規定中の「懲役」を「拘禁刑」に改める改正を行います。

2 改正内容

条例第159条から第161条の2までの規定中の「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

3 施行日

改正法の施行日である令和7年6月1日から施行します。

参 考

【参考 1】 刑法改正の新旧対照表

現 行	改正後
(刑の種類) 第 9 条 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。	(刑の種類) 第 9 条 死刑、 <u>拘禁刑</u> 、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。

【参考 2】 横浜市生活環境の保全等に関する条例改正案の新旧対照表

現 行	改正案
第 159 条 次のいずれかに該当する者は、2 年以下の懲役又は 1,000,000 円以下の罰金に処する。 (第 1 号から第 3 号まで省略)	第 159 条 次のいずれかに該当する者は、2 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 1,000,000 円以下の罰金に処する。 (第 1 号から第 3 号まで省略)
第 159 条の 2 次のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 1,000,000 円以下の罰金に処する。 (第 1 号及び第 2 号省略)	第 159 条の 2 次のいずれかに該当する者は、1 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 1,000,000 円以下の罰金に処する。 (第 1 号及び第 2 号省略)
第 160 条 第 52 条第 2 項、第 53 条第 2 項、第 54 条第 3 項、第 59 条第 3 項又は第 61 条の 4 第 1 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。	第 160 条 第 52 条第 2 項、第 53 条第 2 項、第 54 条第 3 項、第 59 条第 3 項又は第 61 条の 4 第 1 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 500,000 円以下の罰金に処する。
第 161 条 次のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 300,000 円以下の罰金に処する。 (第 1 号及び第 2 号省略)	第 161 条 次のいずれかに該当する者は、6 月以下の <u>拘禁刑</u> 又は 300,000 円以下の罰金に処する。 (第 1 号及び第 2 号省略)
第 161 条の 2 次のいずれかに該当する者は、3 月以下の懲役又は 300,000 円以下の罰金に処する。 (第 1 号から第 11 号まで省略)	第 161 条の 2 次のいずれかに該当する者は、3 月以下の <u>拘禁刑</u> 又は 300,000 円以下の罰金に処する。 (第 1 号から第 11 号まで省略)

【参考3】横浜市生活環境の保全等に関する条例第15章（抜粋）及び概要

第15章 罰則

第159条 次のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項の規定に違反して指定事業所を設置した者
- (2) 第26条第2項、第32条第2項又は第51条第1項の規定に違反して禁止された行為を行った者
- (3) 第29条第3項、第35条、第36条、第47条第3項又は第82条の規定による命令に違反した者

【概要】

- ・市長の許可を受けることなく指定事業所を設置した者（第3条）
- ・住居系地域において著しい悪臭・騒音を発生する行為を行った者（第26条・第32条）
- ・航空機から拡声機を使用して宣伝放送を行った者（第51条）
- ・許可を受けることなく指定事業所の設置・変更をした者に対する措置命令に違反（第35条）
- ・指定事業所が規制基準違反に対する改善命令等に違反（第36条）

第159条の2 次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第64条の2第4項(同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。)、第65条第3項、第66条の2第2項、第4項若しくは第8項、第67条の2第4項、第69条第4項又は第69条の4の規定による命令に違反した者
- (2) 第66条の2第6項又は第66条の3の規定に違反した者

【概要】

- ・廃止された特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地等の調査に係る報告をせず、又は虚偽の報告をしたときの命令に違反（第64条の2）
- ・土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査命令に違反（第65条）
- ・土地が特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として市長が指定する区域内における土地の形質の変更の禁止に違反（第66条の3）

第160条 第52条第2項、第53条第2項、第54条第3項、第59条第3項又は第61条の4第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

【概要】

- ・住居系地域等の飲食店が夜間に音響機器を使用して、騒音による公害が生じているときの使用停止命令等に違反（第52条）
- ・住居専用地域における深夜の飲食店営業により騒音による公害が生じているときの深夜営業の停止命令に違反（第53条）
- ・住居専用地域以外の地域において深夜の飲食店営業により外部騒音による公害が生じているときの営業時間の変更勧告に従わない場合の命令に違反（第54条）

第161条 次のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第1項の規定に違反して同項に規定する第3条第2項第4号及び第6号から第15号までに係る変更のうち、規則で定める変更をした者
- (2) 第37条において準用する第36条第1項、第48条第2項又は第149条の2第1項の規定による命令に違反した者

【概要】

- ・指定事業所に係る変更の許可を受けることなく規則で定める変更をした者（第8条）
- ・指定外事業所が規制基準違反等に対する改善命令等に違反（第37条）

第161条の2 次のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第64条の2第5項(同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第65条第1項又は第67条の2第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者
- (3) 第69条第1項又は第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第1項本文又は第2項に規定する搬出をした者
- (4) 第69条の2の規定に違反して、条例汚染土壌を運搬した者
- (5) 第69条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、条例汚染土壌の処理を他人に委託した者
- (6) 第69条の5第1項(同条第2項(同条第9項において準用する場合を含む。)及び第9項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、管理票を交付せず、又は同条第1項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者
- (7) 第69条の5第3項前段又は第4項(これらの規定を同条第9項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者
- (8) 第69条の5第3項後段(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、管理票を回付しなかった者
- (9) 第69条の5第5項、第7項又は第8項(これらの規定を同条第9項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかった者
- (10) 第69条の6第1項又は第2項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者
- (11) 第69条の6第3項の規定に違反して、送付をした者

【概要】

- ・廃止された特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地について、予定されている利用方法からみて、人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の市長の確認を受けた者で、土地の利用方法の変更をしようとするときに届出をせず、又は虚偽の届出をした者(第64条の2)
- ・土地の形質の変更をしようとする者で、届出をせず、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者(第65条)